

(証券コード7270)
2018年6月22日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

株式会社SUBARU

代表取締役社長 **中村 知美**

第87期定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第87期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報 告 事 項**
1. 第87期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は上記事業報告および連結計算書類の内容ならびにその監査結果を報告いたしました。
 2. 第87期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
計算書類報告の件
本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項
第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は1株につき72円と決定いたしました。これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき144円となり、前期と同額であります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集しその議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役社長等)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長その他業務を執行する取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって前条の取締役の中からこれを選定する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削 除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって取締役の中からこれを選定する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第 24 条 〕 (条 文 省 略) 第 26 条</p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 28 条 〕 (条 文 省 略) 第 31 条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 23 条 〕 (現 行 ど お り) 第 25 条</p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 27 条 〕 (現 行 ど お り) 第 30 条</p> <p><u>(執 行 役 員)</u></p> <p>第 31 条 <u>取締役会は、その決議をもって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会は、その決議をもって執行役員の中から社長1名およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>

第3号議案

取締役8名選任の件

本件は原案どおり取締役に吉永泰之、中村知美、大河原正喜、岡田稔明、加藤洋一、大抜哲雄、駒村義範、青山繁弘の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、駒村義範、青山繁弘の2氏は社外取締役であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり補欠の社外監査役として玉澤健児氏が選任され、選任に係る決議の効力については当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとするほか、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができることで承認可決されました。

以 上

なお、定時株主総会終了後の取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代 表 取 締 役 社 長 中 村 知 美

代表取締役専務執行役員 大 河 原 正 喜

以 上